

○運転技能検査の運用に関する規程

令和4年5月12日

公安委員会規程第5号

運転技能検査の運用に関する規程を次のように定める。

運転技能検査の運用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「検査」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施)

第2条 検査は、岡山県警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。ただし、法第108条第1項の規定により、岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が検査を委託したときは、この限りでない。

(検査の委託)

第3条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件を満たす法人に検査を委託することができる。

- (1) 検査に従事する者（以下「検査員」という。）が、検査の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要なコースその他の設備を有すること。

(指導及び監督)

第4条 公安委員会は、前条の規定により検査を委託した場合は、委託要件の該当性等について常時監督するとともに、必要な報告を求め、検査内容等について適宜指導及び助言を行うものとする。

(委託の解除)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公安委員会は、検査の委託を解除することができる。

- (1) 検査の委託を受けた法人が、第3条に規定する要件に該当しなくなった場合
- (2) 検査の実施に関して、公安委員会の指導及び監督に従わなかった場合
- (3) 公安委員会において、委託の必要がないと認めた場合

(検査員)

第6条 検査員は、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）における実車による指導に従事する者の要件を備えた者とする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、検査の運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。